

●●●●●株式会社 御中

商工会議所の海外展開サポートプラン『グローバルプロテクト』 中小企業支援「輸出取引信用保険団体制度」のご提案

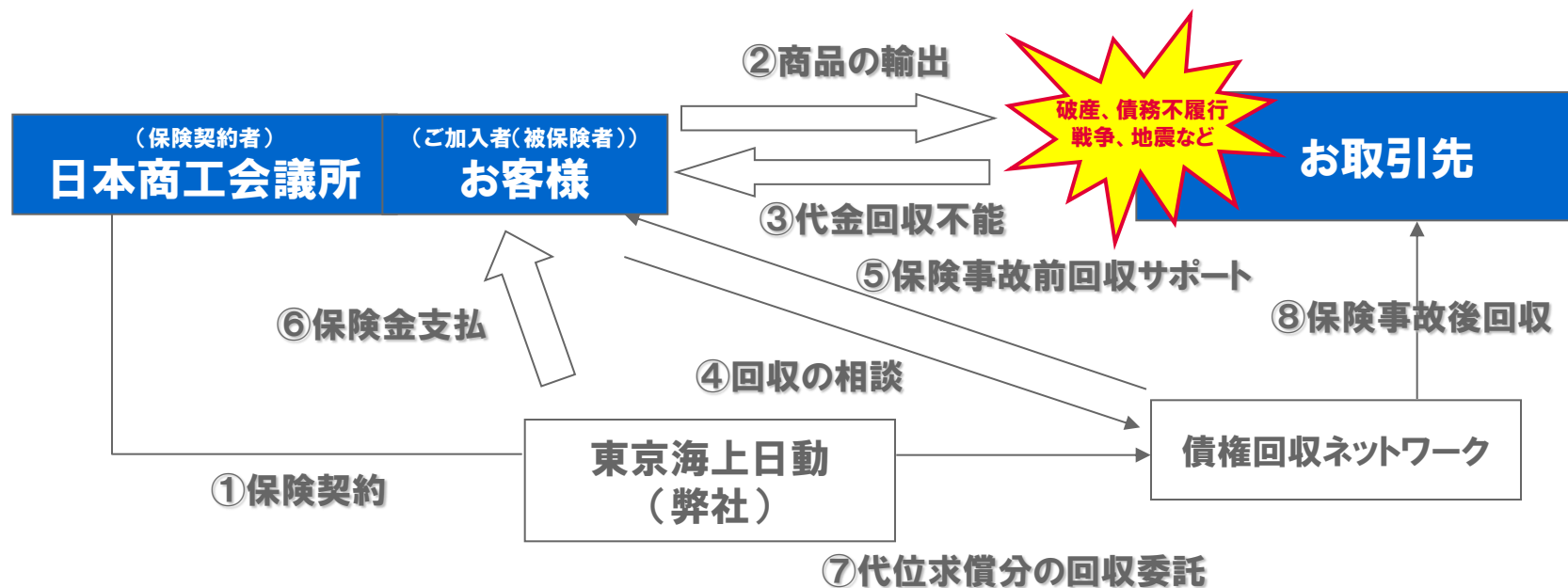
●●●●年●月●日
東京海上日動火災保険株式会社

目次

1. 輸出取引信用保険とは	P. 3～4
2. 輸出取引信用保険ご加入のメリット	P. 5
3. 日本商工会議所の中小企業専用輸出取引信用保険の特徴	P. 6
4. お引受方法のポイント	P. 7
5. 保険の対象となるお取引	P. 8
6. 保険料の算出	P. 9
7. 支払遅延および損害発生時のご対応	P. 10～12
8. 保険金をお支払いできない主な場合	P. 13
9. ご加入までの流れ	P. 14
10. ご加入手続きからの流れ	P. 15
11. ご参考～弊社・取引信用保険の取り組み～	P. 16
12. ご加入の際のご注意	P. 17
13. ご参考～輸出取引に役立つ日商ビジネス英語検定	P. 18

1. 輸出取引信用保険とは～(1)～

輸出取引信用保険は、お客様の輸出取引において取引先の破産や債務不履行など(信用危険)、あるいは取引先国の輸入制限、為替取引制限、戦争、地震など(非常危険)の発生により、お客様が代金債権を回収できず損害を被った場合に、その損害の一定額を保険金としてお支払いする保険です。商品の出荷後から代金支払日までの間の代金債権の回収不能損害(出荷後リスク)について保険金をお支払いすることができます。



1. 輸出取引信用保険とは～(2)～

前頁に記載の「信用危険」、「非常危険」、「出荷後リスク」については以下の通りとなります。

1. 「信用危険」

取引の相手方(取引先)の責任により発生する危険のことで、この保険では、相手方の破産や債務不履行(6ヶ月超の債務の履行遅延)などをいいます。コマーシャル・リスク(Commercial Risk)またはクレジット・リスク(Credit Risk)ともいいます。

2. 「非常危険」

取引の当事者に責任がなく発生する不可抗力的な危険のことで、この保険では、輸入制限や為替取引制限、戦争、地震などをいいます。ポリティカル・リスク(Political Risk)またはカントリー・リスク(Country Risk)ともいいます。

3. 「商品の出荷後リスク」

包括保険期間開始後における、商品の出荷後から代金支払日までに発生した上記信用危険および非常危険をいいます。

2. 輸出取引信用保険ご加入のメリット

1. 海外リスクマネジメント体制の向上（与信管理機能・体制の強化）

海外取引先の信用調査、審査、モニタリング等を第三者の専門家のサポートを享受することで与信管理業務の効率化と与信管理機能・体制の強化が図られ、お客様の海外リスクマネジメント体制の向上につながります。

2. 海外事業の更なる積極展開および収益拡大の実現

輸出取引拡大の足かせとなっている海外取引先の与信管理、万一の不測の事態における債権回収対応のリスクが軽減され、積極的な海外事業展開を推進しやすくなります。

3. 不測の貸倒損害をカバー、企業価値・ブランド力・信用力の向上

不測の貸倒損害の発生するとキャッシュフローが不安定になるリスクがありますが、輸出取引信用保険のご利用により、資金繰りや決算内容の悪化を軽減、防止します。不測の貸倒損害にスムーズに対応することで、株主、金融機関、仕入先等ステークホルダーからの信用、企業価値を低下させることなく寧ろ向上につなげることができます。

4. 貸倒損失の平準化

万一貸倒損害が、主要取引先や短期間に複数の取引先で発生したり、非常危険（カントリーリスク）により取引先国・地域全体で発生した場合、財務インパクトは大きく、会社経営を揺るがす危険性があります。輸出取引信用保険のご利用で、毎期の保険料（全額損金計上可）としてご負担いただくことにより貸倒損害を平準化することが可能になります。

3. 日本商工会議所の中小企業専用輸出取引信用保険の特徴

日本商工会議所の中小企業専用輸出取引信用保険なら・・・

加入対象の緩和、事務ロードの削減など
中小企業専用に参加しやすい商品としております。



加入対象の緩和

①輸出売上高5億円以下・輸出取引先5社以下*でもOK！

*お客様の全輸出取引先(この保険で対象にできない取引先を除く)、複数社

事務ロードの削減

②ご契約時以外の期中での売上高通知は不要！

事務ロードの削減

③保険料の期末確定精算が不要！

事務ロードの削減

④審査費用なし！

(ご参考)一般の輸出取引信用保険

- ①輸出売上高5億円超・輸出取引先5社以上(目安)
- ②四半期毎に売上高通知が必要
- ③保険料の期末確定精算が必要
- ④保険料とは別に審査費用負担あり
(1社あたり5,000円/8,000円(消費税別))

4. お引受方法のポイント

1. 信用危険と非常危険は、セットでのお引受となります。

非常事故と信用事故の判断が難しいケースも多いことからセットでのお引受とさせていただいております。

2. 全ての輸出取引先を保険の対象とさせていただきます(包括方式)。

※貴社の全ての輸出取引先に対して個別に与信限度額(ゼロの場合もあります)を設定させていただく等、お引受方法につきましてはご相談ください。

3. 縮小率を設定させていただきます。

信用危険、非常危険それぞれについて縮小率(90%)を設定させていただきます。

4. 与信限度額の解除・引き下げを行う場合があります。

弊社は、書面による通知をもって、与信限度額の設定の解除、または与信限度額の引き下げを行うことができます。これは、通知にて指定された日以降に出荷された商品に対してのみ効力をもつものです。

5. 保険の対象となるお取引

輸出取引として締結する売買契約における代金債権のうち、以下のすべての条件を満たすお取引（以下、「保険対象契約」とします。）を保険の対象とさせていただきます。

（注）取引信用保険普通保険約款（輸出取引用）では「主契約」としています。

- (1)「商品の出荷後から代金支払日までの期間」が180日以内であること。
- (2) 輸出取引の契約書に決済期間、販売される商品の種類ならびに量が規定されていること。
- (3)輸出契約の支払いが、US Dollars, Japanese Yen, Euros, UK Pounds Sterlingなど、所定の通貨で行われること。
- (4)輸出取引の契約書に支払期間または支払期日の延長を認める条件がないこと。
- (5)取引の相手方がお客様の子会社・関連会社等でないこと。
- (6)請求書の発送が原則、商品の出荷後30日以内に行なわれること。

6. 保険料の算出

- 保険料率は、取引先の信用力、仕向国、出荷後の期間などの保険対象契約の情報に基づきご提案させていただきます。
※詳細につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険料は、それぞれの取引先への年間見込み輸出代金額に保険料率を乗じて算出されます。

■ 確定保険料払込

年間見込み輸出代金額に保険料率を乗じた金額を、確定保険料(一時払)としてお支払いただきます。

7. 支払遅延および損害発生時のご対応～(1)～

損害を確定するまでのお手続きは以下の通りとなります。

(1)支払期日を超過する信用供与

保険契約締結時に定めた最長延長期間を越えない範囲で、1度だけ保険対象契約の支払期日を越える信用供与を認めます(または書面により支払期日の延長に同意する)ことができます。但し、手形やL/Cのある取引およびCAD(船積書類引換現金払い)の場合は除きます。

(2)弊社へのご連絡

損害の原因となりうる事実が発生した場合は、直ちに弊社にご通知下さい。損害の原因となりうる事実とは、例えば下記のような場合です。

- 上記(1)で支払期日を越える信用供与を認めた場合、その延長期間の終了後20日を超えて、取引先による支払が一部でも行われない場合
- 取引先が、お客様に不利益な内容の支払条件の変更を求めるか、または支払期日の再延長(あるいは最長延長期間を超える支払期日の延長)を求める場合

- 支払条件が代金引換書類渡しまたは引受荷渡為替手形である場合に、お取引先が最初に提示されたときに商品または書類の引取りができない場合
- 取引先が支払不能に陥りかけているか、あるいは既に陥っている場合
- 取引先が保険対象契約の条件を遵守できないか、またはその可能性があることについて、お客様がこれを信じるに足る理由を得られた場合
- 取引先が為替手形または小切手による支払いができない場合
- 取引先が、何らかの未払いの金額につき、不払いを理由として訴訟を提起されている場合

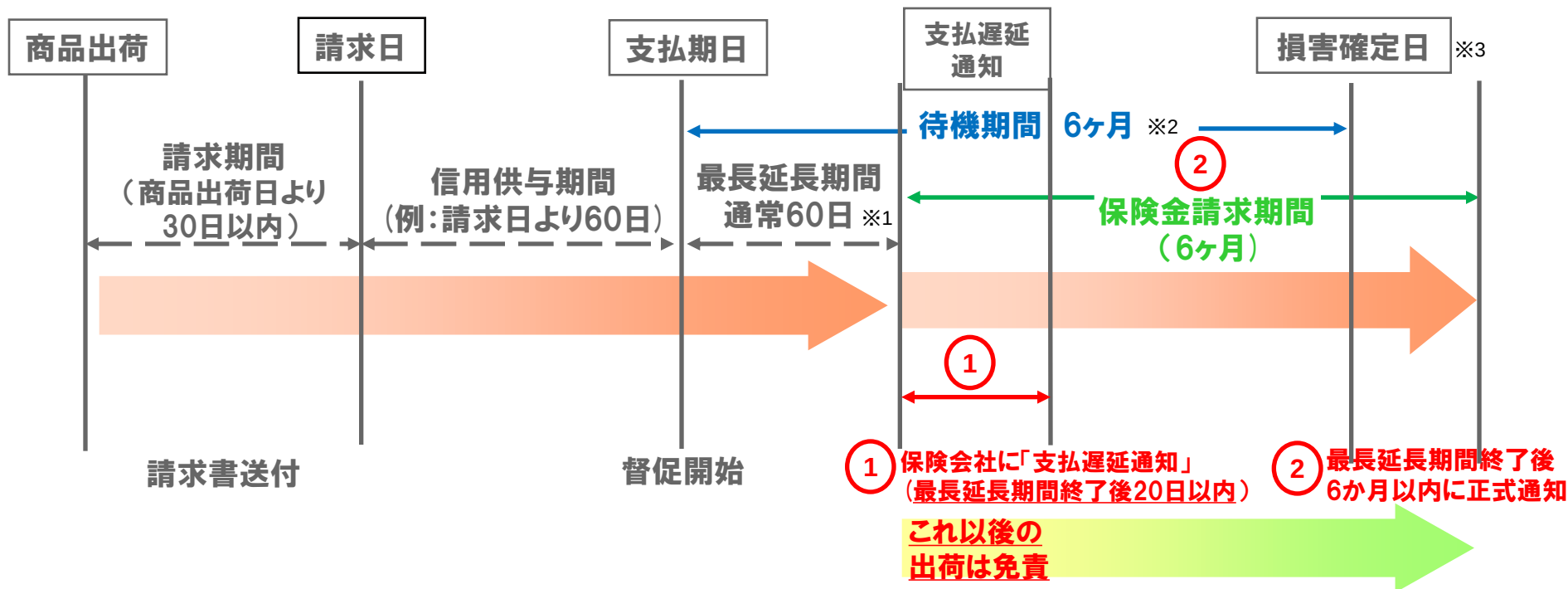
(3)損害の防止・軽減にご協力ください

* 詳細につきましては、「重要事項説明書」「取引信用保険普通保険約款(輸出取引用)」などをご確認ください。
ご加入にあたっては、重要事項説明書をよくお読みください。

7. 支払遅延および損害発生時のご対応～(2)～

【保険金請求までの流れ(信用危険:債務不履行発生の場合)】

原則として、保険金のお支払日は、弊社がお願いする情報および書類を弊社が入手した日あるいは損害確定日のいずれか遅い日から起算して30日以内といたします。



※1 最長延長期間: 保険契約締結時に定めた最長延長期間を越えない範囲で、1度だけ保険対象契約の支払期日を越える信用供与を認める(または書面により支払期日の延長に同意する)ことができます。但し、為替手形、約束手形、船積書類引換現金払い、荷為替一覧為替手形、代金引換書類渡し取引または信用状によるお取引に関しては最長延長期間を適用できません。

※2 非常危険による損害発生の場合は待機期間は4ヶ月となります。

※3 倒産等の支払不能の場合は、倒産発生日が損害確定日となります。

7. 支払遅延および損害発生時のご対応～(3)～(お支払保険金の算定)

この保険でお支払いする保険金 = お客様の損害額 x 縮小率

■ お支払する保険金の限度額

- 個々の取引先に係る損害に対して支払われる保険金は、取引先ごとに設定される与信限度額に縮小率を乗じた金額が上限となります。
- また、保険期間中に保険責任が発生する全ての保険対象契約に対して支払われる保険金は、期間中最高支払限度額を上限とします。

■ お客様の損害額

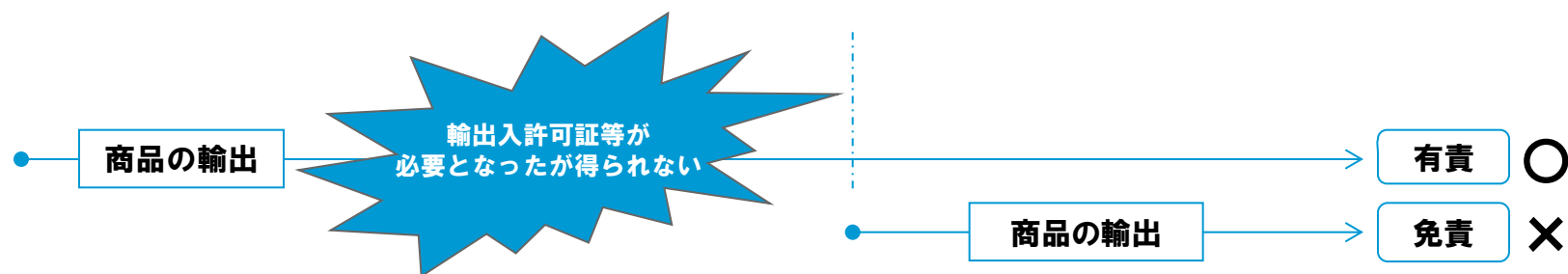
■ (商品の出荷後)①－②－③

- ①取引先の未払い債務(支払期日後に発生した利息は含まず)
- ②損害確定日において、弁済、相殺、反対請求等で未払い債務を減少できる額
- ③お客様が支払わずに済んだ費用

8. 保険金をお支払いできない主な場合

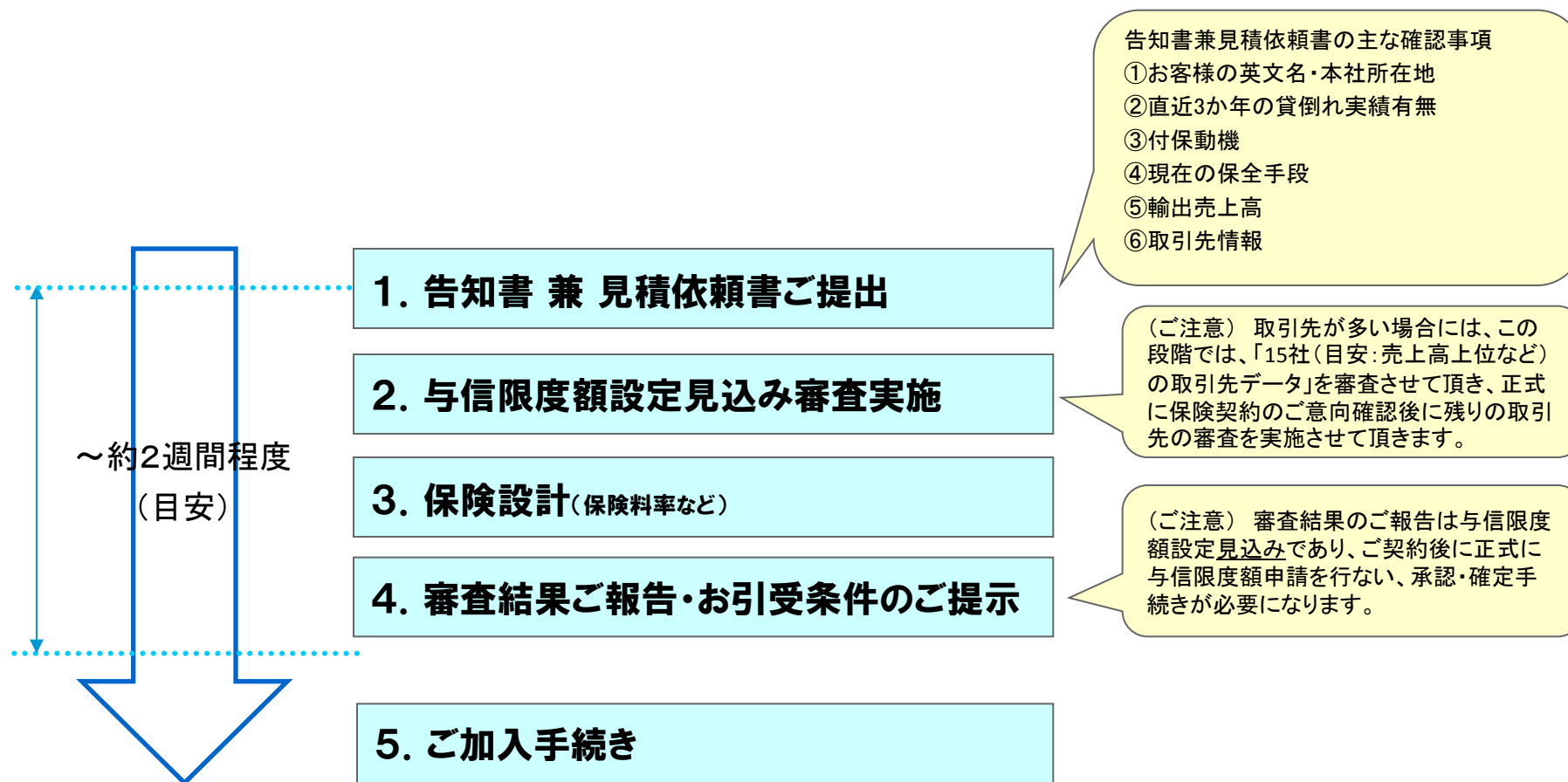
- 保険契約者・被保険者（代理人等を含む）が保険対象契約の条項または法令を遵守しない場合、または故意もしくは重大な過失があった場合の損害
- 放射能汚染による損害（直接、間接を問いません。）
- 保険対象契約の履行上必要な輸出入許可証等を得られない場合、または保険対象契約の履行が外国為替管理規定に反する場合の損害。但しその状況が、当該保険対象契約に関して、本保険に基づく 弊社の責任が開始した日の翌日以降に発生した場合を除きます。

（例）出荷後リスクのみの場合



- 取引先の居住国以外の国（以下、「その国」といいます。）に向けて商品が出荷される場合、またはその国から支払いが行われる場合における、その国に関連して生じるあらゆる損害。但し弊社の書面承認がある場合を除きます。
 - 5大国（中国・フランス・イギリス・ロシア・米国）間の戦争による損害
 - 利息・違約金・損害賠償金・費用・為替差損に関して被保険者が被る損害
 - 商品の引き取り拒否による損害。但し、取引先の保険対象契約違反にあたる場合を除きます。
 - 他の保険において損害が担保される場合
- * 地震、噴火などの自然災害が原因となって生じた損害は保険金をお支払いします。

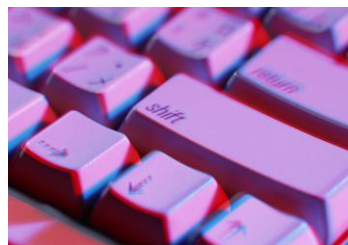
9. ご加入までの流れ



10. ご加入手続きからの流れ

取引ごとの申込みや、取引の都度にご詳細な内容をご通知いただく必要はありません。

【事務処理フロー】



契約日

1. ご加入書類のご提出(年1回)

2. 確定保険料の日商専用口座への払込み(年1回) ※一時払

3. ご加入手続きの完了(年1回)

●取引先の追加・既存取引先に対する与信限度額の増減額、取消等の場合には、別途お手続きが必要となります。

11. ご参考～弊社・取引信用保険の取り組み～

●国内取引信用保険の取組

信用保険の先進マーケットである欧州市場より信用保険技術を導入し、1987年、取引信用保険のお引受を開始しました。

●輸出取引信用保険の取組

2005年3月、本邦で初めての「輸出取引信用保険」の認可を取得、お引受を開始いたしました。

・ アトラディウス社との提携

アトラディウス社は90年の歴史をもつ、取引信用保険の収入保険料の規模が世界トップクラスの取引信用保険会社です。弊社とは1992年以来、長期にわたり安定的な提携関係にあります。現在、アトラディウス・グループは、全世界で約2億件以上の企業データ(財務情報、支払履歴情報・回収遅延情報等)を保有し、50カ国に160の事務所を有し、約3,300人の社員を擁します。

※2015年7月アトラディウス社HP調べ



NEXI社(独立行政法人日本貿易保険)との提携

NEXI社は、独立行政法人通則法及び貿易保険法に基づいて2001年(平成13年)に設立された経済産業省所管の独立行政法人です。2015年に弊社と提携し、官民連携の本中小企業向け商品を開発しました。

弊社は、提携関係を通じ、貴社のリスクヘッジに寄与してまいります。

12. ご加入の際のご注意

この企画書は、日本商工会議所の輸出取引信用保険団体制度の概要をご紹介します。ご加入にあたっては重要事項説明書をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししてあります普通保険約款および特約条項等によりますが、保険約款等、内容の確認を希望される方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<取扱代理店>

●●●●● (担当: ●●)

〒●●●-●●● ●●●● 電話 () ●● - ●●

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

担当課支社: ●●●●●

〒●●●-●●● ●●●● 電話 () ●● - ●●

13. ご参考～輸出取引に役立つ日商ビジネス英語検定

商工会議所は、輸出取引に必要な英語と貿易実務の基礎知識が身に付く「日商ビジネス英語検定」を実施しています。学習や受験の方法など、詳細は下記担当宛にお気軽にお問合せください。

○TOEICとは別の挑戦

・「ビジネスに使うこと」が目的であれば、TOEICで英語力を測定するだけでなく「日商ビジネス英語検定」でビジネス・コミュニケーションと海外取引の力を磨くことをお勧めします。

○商社、海外取引の現場で通用する力を証明

・英語が得意でも、ビジネスで必要な表現や海外取引に精通した方は限られます。日商ビジネス英語なら、海外取引を行う企業で実際に使われる英文を素材に学ぶため、仕事で使える英語力を証明できます。

○場面に応じた英語と海外取引の知識を習得

・電子メール、レター、企画書などの英文や、海外取引の書類を題材に、具体的な設定に基づいた学習をすることで、場面に適した表現や、海外取引に必須の知識を同時に身に付けることができます。

○公的資格の信頼と実績

・商工会議所の検定試験は、全国125万会員企業がビジネスの現場で必要とする英語や簿記、パソコンなどの能力育成を目的に行われ、企業や学校から高い評価と信頼をいただき年間70万人以上の方が受験しています。

○短期で資格取得が可能

・試験はインターネットを通じて行われ、終了後すぐに合否がわかります。会場ごとに試験日が設定されるため、予定に合わせてご受験いただけます（1級は統一試験日に行われ、合否発表は試験の約1か月後になります）。

【詳しくは】「日商ビジネス英語」で検索なさってください。

【お問合せ先】 日本商工会議所事業部 電話：03-6402-6154（月～金 09:00～17:30）

検定情報ダイヤル 電話：03-5777-8600（年中無休 08:00～22:00）



※本検定は保険募集に関するものではありません。

ありがとうございます。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

To Be a Good Company



東京海上日動

16-T12704 2016年4月作成